

知事部局
労働委員会事務局
収用委員会事務局

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 24 日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部分休業の承認） 第 8 条の 7 職員は、<u>育児休業法第19条第 1 項の規定に基づく</u> <u>部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第19</u> <u>条第 1 項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しな</u> <u>ければならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を</u> <u>使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつ</u> <u>て人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。）を</u> <u>使用する場合にあっては、別に定める方法によらなければな</u> <u>らない。</u> <u>2</u> 部分休業をしている職員は、<u>育児休業規則第 6 条第 1 項各</u> <u>号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第 2 項に規</u> <u>定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。</u>	（部分休業の承認） 第 8 条の 7 職員は、<u>育児休業法第19条第 2 項の規定による申</u> <u>出をしようとするときは、育児時間簿（育児休業規則第19条</u> <u>第 1 項に規定する育児時間簿をいう。以下同じ。）に当該申</u> <u>出に係る所要事項を記載しなければならない。育児休業法第</u> <u>19条第 3 項の規定に基づき当該申出の内容を変更しようとし</u> <u>るときも、同様とする。</u> <u>2</u> 職員は、<u>育児休業法第19条第 1 項の規定に基づく部分休業</u> <u>の請求をしようとするときは、前項の規定により所要事項を</u> <u>記載した育児時間簿に当該請求に係る所要事項を記載しなけ</u> <u>ればならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使</u> <u>用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて</u> <u>人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。）を使</u> <u>用する場合にあっては、別に定める方法によらなければなら</u> <u>ない。</u> <u>3</u> 部分休業をしている職員は、<u>育児休業規則第20条において</u> <u>準用する育児休業規則第 6 条第 1 項各号に掲げる事由が生じ</u> <u>たときは、遅滞なく、同条第 2 項に規定する養育状況変更届</u> <u>を所属長に提出しなければならない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和 7 年10月 1 日から施行する。